

# 令和 7 年農地の賃借料情報

南相馬市農業委員会

令和 7 年 1 月から令和 7 年 1 2 月までに農地法第 3 条と農用地利用集積等促進計画により締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10 アール当たりの年額）は、次のとおりとなっております。

農地の賃貸借契約する際の参考として情報提供するものです。経営形態や収量等を考慮して、賃貸借契約については、当事者間で十分話し合ってください。

なお、農地の権利移転・設定を行う場合は、農地法に基づく許可が必要となりますので、事前に農業委員会へご相談ください。

## 1 田（水稲）の部（10 アール当たりの年額）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小高区全域	10,500 円	18,000 円	3,500 円	654
鹿島区全域	10,100 円	15,000 円	5,000 円	1,126
原町区全域	13,300 円	15,600 円	5,000 円	1,158
（参考）南相馬市平均	11,400 円			2,938

## 2 畑（普通畑）の部（10 アール当たりの年額）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
南相馬市平均	7,200 円	10,300 円	3,000 円	377

- \* 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- \* 2 金額は、算出額の 100 円未満を四捨五入し、100 円単位としています。
- \* 3 標準的な水準を算出するため、区分毎に、全賃借料データの平均値の ± 70 % を超えるものを除いています。
- \* 4 「南相馬市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
- \* 5 畑についてはデータ数が少ないため、3 区平均の値を掲載しております。

【問合せ：農業委員会事務局 0244 - 24 - 5287】